請求の範囲

[請求項1] 油脂の結晶化促進剤は、少なくともポリグリセリン脂肪酸エステルを含み、

前記ポリグリセリン脂肪酸エステルは、ＨＬＢが５～９であり、かつ、融点が５８～６９℃である

ことを特徴とする。

[請求項2] 請求項１に記載の結晶化促進剤において、

前記ポリグリセリン脂肪酸エステルを構成するポリグリセリンの平均重合度は、２～１０である

ことを特徴とする。

[請求項3] 請求項１又は２に記載の結晶化促進剤において、

前記ポリグリセリン脂肪酸エステルのエステル化率は、２０～６０％である

ことを特徴とする。

[請求項4] 請求項１乃至３のいずれかに記載の結晶化促進剤において、

前記ポリグリセリン脂肪酸エステルは、凝固点が５３～６５℃である

ことを特徴とする。

[請求項5] 請求項１乃至４のいずれかに記載の結晶化促進剤において、

前記ＨＬＢは、アトラス法により算出した値である

ことを特徴とする。

[請求項6] 請求項１乃至５のいずれかに記載の結晶化促進剤において、

前記ポリグリセリン脂肪酸エステルを構成する脂肪酸は、炭素数８～２４の飽和脂肪酸または不飽和脂肪酸である

ことを特徴とする。

[請求項7] 請求項２乃至６のいずれかに記載の結晶化促進剤において、

前記ポリグリセリン脂肪酸エステルを構成するポリグリセリンの平均重合度は、４～１０である

ことを特徴とする。